

5. 衛 生

原料は鮮度その他の品質が良好で衛生的なものを使用し、かつ食品衛生上危害の原因となる物質の混入防止につとめる。製品の製造、加工、包装および保管は、各過程の衛生的な管理につとめ、容器は清潔で衛生的なものを使用しなければならない。

5-1 微生物

製品中の微生物は、次の基準に適合するものであること。

ただし、食用で乳児および幼児の健康に寄与するところの微生物を供する製品で、この旨を表示するものにあつては、一般生菌数はこの限りではない。

1) ドライタイプベビーフードの微生物基準

ドライタイプベビーフードの微生物基準は以下の通りとする。

一般生菌数：5,000 個/g 以下（果実類にあつては 1,000 個/g 以下）

大腸菌群：陰性

サルモネラ：陰性（肉・卵類を含むものに限る）

黄色ブドウ球菌：陰性

かび・酵母：300 個/g 以下

2) ウエットタイプベビーフードの微生物基準

食品衛生法：食品，添加物等の規格基準、第一食品の部D各条の項の○容器包装詰加圧加熱殺菌食品に該当するものは、発育しうる微生物は陰性でなければならない。容器包装詰加圧加熱殺菌食品に該当しないものは、恒温試験により異常がないこと。

5-2 重金属等

製品中の重金属等は「ウエットタイプベビーフード」および標準濃度に調製した「ドライタイプベビーフード」について、それぞれ次の基準に適合するものであること。

ヒ素：0.5ppm 以下(海藻類、魚介類を含むものは 1.0ppm 以下)

鉛：0.3ppm 以下

スズ：10ppm 以下

カドミウム：0.2ppm 以下

総水銀：0.1ppm 以下

P C B：0.05ppm 以下

1) 標準濃度とは、製品の表示の方法に従って調製した場合の値を示す。

2) 食品衛生法等法規に規定されている場合にはそれを遵守する。

3) 上記以外の汚染物質については必要に応じ調査検討する。

5-4 外因性内分泌かく乱化学物質

1) ビスフェノール A

製品のビスフェノール A 含量は、摂食時の状態で、5ppb 以下とする。

2) その他

ノニルフェノール等の外因性内分泌かく乱化学物質の低減に努める。

5-5 放射性物質

製品中の放射性セシウム（含量）は、50 ベクレル/kg 以下とする。

5-6 かび毒（マイコトキシン）

- 1) 製品中のアフラトキシンは、10ppb 以下とする。
- 2) ベビーフードの原材料に使用するりんごにあつては、りんごに含まれるパツリンの含有量は 0.050ppm 以下とする。
- 3) ベビーフードの原材料に使用する小麦にあつては、小麦に含まれるデオキシニバレノールは 1.1ppm 以下とする。
- 4) ベビーフードの原材料に使用するトウモロコシにあつては、トウモロコシに含まれるフモニシンは 1ppm 以下とする。